

議案第 48 号

市川市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例の制定について

市川市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例を次のように定める。

平成 26 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例

(市川市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

第 1 条 市川市健康増進センターの設置及び管理に関する条例（昭和 52 年条例第 28 号）は、廃止する。

(市川市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 市川市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(既納の使用料の返還に関する特例)

2 平成 26 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日までの間は、トレーニング場の 11 回分の利用に係る使用料を納入した者に対し、第 9 条ただし書の規定により、当該使用料を返還することができる。この場合において、当該使用料を納入したことを証する書類（以下「納入証書」という。）を所持し

ている者が納入証書を提出したときは、その者が当該使用料を納入したものとみなして、その者が所持している納入証書の枚数に応じて附則別表に定める金額を返還するものとする。

附則に別紙の 1 表を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第 2 条の規定 平成 26 年 4 月 1 日

(利用者証の失効)

2 利用者証は、平成 26 年 8 月 1 日に、その効力を失う。

(既納の使用料の返還に関する経過措置)

3 平成 26 年 8 月 1 日前に納入した使用料については、第 1 条の規定による廃止前の市川市健康増進センターの設置及び管理に関する条例（次項において「旧条例」という。）第 9 条並びに附則第 2 項及び附則別表の規定は、平成 27 年 3 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「同年 7 月 31 日」とあるのは、「平成 27 年 3 月 31 日」とする。

(損害賠償に関する経過措置)

4 平成 26 年 8 月 1 日前に旧条例第 10 条の利用者がした行為については、同条の規定は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。

(過料に関する経過措置)

5 平成 26 年 8 月 1 日前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

附則別表（附則第2項関係）

納入証書を所持している者に対する既納の使用料に係る返還金額

所持している 納入証書 の枚数	1枚当たりの納入証書の金額								
	300円	350円	360円	540円	600円	700円	720円	730円	1,100円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
11枚	3,000	3,500	3,600	5,400	6,000	7,000	7,200	7,300	11,000
10枚	2,700	3,100	3,200	4,900	5,400	6,300	6,500	6,600	10,000
9枚	2,430	2,790	2,880	4,410	4,860	5,670	5,850	5,940	9,000
8枚	2,160	2,480	2,560	3,920	4,320	5,040	5,200	5,280	8,000
7枚	1,890	2,170	2,240	3,430	3,780	4,410	4,550	4,620	7,000
6枚	1,620	1,860	1,920	2,940	3,240	3,780	3,900	3,960	6,000
5枚	1,350	1,550	1,600	2,450	2,700	3,150	3,250	3,300	5,000
4枚	1,080	1,240	1,280	1,960	2,160	2,520	2,600	2,640	4,000
3枚	810	930	960	1,470	1,620	1,890	1,950	1,980	3,000
2枚	540	620	640	980	1,080	1,260	1,300	1,320	2,000
1枚	270	310	320	490	540	630	650	660	1,000

理 由

健康づくりの施設等の整備状況、健康増進センターの維持管理に要する経費等を勘案し、同センターを廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。